

○地方公務員共済組合連合会定款

(昭和59年4月1日)

変更	昭和59年12月1日	平成13年5月8日	平成26年7月9日
	昭和60年3月31日	平成15年3月27日	平成27年3月31日
	昭和61年4月1日	平成16年3月31日	平成27年10月1日
	昭和62年3月31日	平成16年10月1日	平成28年7月20日
	平成元年11月27日	平成19年2月28日	平成29年7月10日
	平成2年4月1日	平成19年9月26日	平成30年7月13日
	平成6年3月28日	平成20年4月1日	令和元年7月16日
	平成6年11月21日	平成20年7月22日	令和2年2月28日
	平成6年12月5日	平成21年3月31日	令和2年7月7日
	平成9年4月1日	平成21年8月7日	令和3年4月22日
	平成11年4月1日	平成24年2月22日	
	平成12年5月12日	平成25年3月29日	

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この会は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づいて組織し、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(目的)

第2条 連合会は、法第3条第1項及び第2項に規定するすべての地方公務員共済組合（以下「組合」という。）並びに法第27条第1項に規定する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）の長期給付に係る業務（国民年金法（昭和34年法律第141号）第94条の2第1項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担に関する業務を含む。次条第1項第1号において同じ。）の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に供すること。
- (2) 法第77条第1項に規定する付与率、同条第3項に規定する基準利率、法第89条第1項に規定する終身年金現価率、法第90条第1項に規定する有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額（法第43条第1項に規定する標準報酬

の月額をいう。以下同じ。)及び標準期末手当等の額(法第44条第1項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。)と掛金との割合を定めること。

- (3) 法第5章の2に定めるところにより実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。
- (4) 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。
- (5) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第84条の5第1項に規定する拠出金(以下「厚生年金拠出金」という。)を納付し、又は同法第84条の3に規定する交付金を受け入れること。
- (6) 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第2条の5第1項に規定する実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。
- (7) 法第116条の2に規定する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第102条の2に規定する財政調整拠出金を受け入れること。
- (8) 基礎年金拠出金を納付すること。
- (9) 組合から預託された業務上の余裕金を運用すること。
- (10) その他その目的を達成するために必要な事業

2 連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する、組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この項において同じ。)が年金保険者として行う市町村又は特別区(以下この項において「市町村」という。)に対する通知及び市町村が行う年金保険者に対する通知の経由に係る事業並びに組合の特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業を行う。

(事務所の所在地)

第4条 連合会の事務所は、東京都千代田区内幸町2丁目1番1号に置く。

(公告の方法)

第5条 連合会の公告のうち、定款、役員就退任及び第25条による公告については、官報に掲載して行い、その他については、新聞紙、掲示その他理事長が定める方法により行う。

第2章 運営審議会

(運営審議会の名称)

第6条 法第38条の4の規定に基づき連合会に置く運営審議会は、地方公務員共済組合連合会運営審議会（以下「運営審議会」という。）という。

(委員の定数)

第7条 運営審議会の委員（以下この章において「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 組合員を代表する者以外の者である委員 | 11人 |
| (2) 組合員を代表する者である委員 | 11人 |

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第9条 運営審議会に会長を置く。会長は、第7条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、運営審議会の会議を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第10条 運営審議会は、会長が招集する。

2 会長は、理事長又は9人以上の委員が会議に付議すべき事件を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

3 運営審議会は、第7条各号に掲げる委員が、それぞれ6人以上出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた委員がなおそれぞれの委員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた委員がそれぞれの委員の半数に達しても出席委員が定足数を欠き会長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した委員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなったときは、この限りでない。

4 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。

5 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

(代理による表決)

第11条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、他の組合員を代理人として議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に会長に提出しなければならない。

(会議規則)

第12条 運営審議会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第13条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所（当該場所に存しない委員が運営審議会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 委員の定数

(3) 出席委員の氏名並びに欠席委員のうち議決権又は選挙権の委任をした委員の氏名及び委任を受けた組合員の氏名

(4) 議事の要領

(5) 議決した事項及び賛否の数

(運営審議会の傍聴)

第14条 組合員は、運営審議会の会議を傍聴することができる。ただし、運営審議会において傍聴を禁止する旨の議決があったときは、この限りでない。

(委員の旅費)

第15条 委員には、その職務を行うために要する旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第16条 連合会に役員として理事長、理事8人及び監事3人を置く。

2 理事長並びに理事のうち2人及び監事のうち1人は、常勤とする。

(役員任期の起算日)

第17条 役員任期は、任命の日から起算する。

(役員報酬等)

第18条 理事長並びに常勤の理事及び監事には、報酬を支給する。

2 役員には、その職務を行うために要する旅費を支給する。

- 3 第1項の報酬及び前項の旅費の額並びにその支給方法は、理事長が定める。
(事務組織及び職員)

第19条 連合会に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 連合会の事務局の組織、職制及び職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合の退職等年金給付に係る掛金及び負担金の額等

(組合の退職等年金給付に係る掛金及び負担金の額等)

第20条 法第77条第1項に規定する付与率、同条第3項に規定する基準利率、法第89条第1項に規定する終身年金現価率及び法第90条第1項に規定する有期年金現価率は、それぞれ別表第1から第4に掲げる数値とし、法第113条第2項第3号の規定による掛金及び当該掛金に係る負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に、それぞれ別表第5に掲げる数値を乗じて得た額とする。

第5章 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金

(厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金)

第21条 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。)の厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担、退職等年金給付並びに法第116条の2第1項に規定する財政調整拠出金の拠出の円滑な実施を図るため、連合会に厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金(以下「調整積立金」という。)を設ける。

- 2 前項の厚生年金保険給付調整積立金については法第38条の8第2項の規定により、退職等年金給付調整積立金については法第38条の8の2第2項の規定により、それぞれ連合会に払い込まれた金額をもつて充てる。
- 3 連合会は、法第38条の8第3項又は法第38条の8の2第3項の規定により、組合の請求に基づき、当該組合の厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担又は退職等年金給付(これらに係る組合の事務に要する費用(法第113条第5項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。)の負担を含む。)に要する資金が不足していると認められるときは、必要な資金をそれぞれの調整積立金から当該組合に交付する。

第6章 財務

(経費の分賦)

第22条 連合会の業務に要する経費(退職等年金給付に係るものを除く。)は、組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村

連合会。)が負担する。

- 2 前項の規定により各組合が負担する金額は、毎事業年度の初日における当該組合の組合員数（市町村連合会にあつては、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員数）に、予算で定める組合員1人当たりの金額を乗じて得た額とする。

（資金の繰入れ）

第23条 連合会は、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）第11条の5の2の規定により、連合会の事務に要する費用の額から法第113条第5項の規定により地方公共団体が負担する額を勘案して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理から業務経理に繰り入れることができる。

（経理単位）

第24条 連合会の経理単位は、厚生年金保険給付調整経理、退職等年金給付調整経理、厚生年金拠出金経理、基礎年金拠出金経理、厚生年金保険預託経理、退職等年金預託経理、介護保険経理、国民健康保険経理、後期高齢者医療経理、個人住民税経理及び業務経理とする。

（事業計画及び予算又は決算の公告）

第25条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算について運営審議会の議を経たときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を公告しなければならない。

第7章 監査

（監査）

第26条 監事は、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、連合会の業務を監査するものとする。

- 2 監事は、前項の規定による監査のほか、必要と認めた場合は臨時に連合会の業務を監査する。
- 3 監査は、連合会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について連合会の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

（監査の立会）

第27条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(監事の権限)

第28条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第29条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び運営審議会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

- 1 この定款は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、第3条第1項第3号中「及び退職等年金給付組合積立金」とあるのは「、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金」と、第3条第1項第4号及び第21条第1項中「及び退職等年金給付調整積立金」とあるのは「、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金」と、第21条第1項中「、退職等年金給付」とあるのは「、退職等年金給付又は地方の組合の経過的長期給付」と、同条第3項中「又は退職等年金給付」とあるのは「、退職等年金給付又は地方の組合の経過的長期給付」と、第23条中「及び退職等年金給付調整経理」とあるのは「、退職等年金給付調整経理及び経過的長期給付調整経理」と、第24条中「及び業務経理」とあるのは「、業務経理、経過的長期給付調整経理及び経過的長期預託経理」として、これらの規定を適用する。

附 則

- 1 この変更は、昭和59年12月1日から施行する。
- 2 変更後の第20条及び別表の規定は、昭和59年12月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年11月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、変更後の地方公務員共済組合連合会定款の規定は、昭和60年3月31日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第2項及び別表の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、平成元年12月1日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第2項及び別表の規定は、平成元年12月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年11月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成6年12月1日から施行する。ただし、第3条第2号、第4章の章名及び第20条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第2項及び別表の規定は、平成6年12月以後の掛金及び負担金について適用し、同年11月以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第2条第2項に規定する調整交付金及び調整拠出金については、変更前の附則第3項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第3条第1項第2号、第20条、附則第2項及び別表の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金、特別掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第20条、附則第2項及び別表の規定は、平成16年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項に関する規定は公告の日から施行する。
- 2 変更後の定款第3条第2項については、その施行の日前においても、同項に規定する事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。

附 則

この変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成21年9月1日から施行する。

- 2 変更後の定款附則第 2 項及び別表の規定は、平成21年 9 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 8 月以前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成23年12月22日から適用する。ただし、第23条の変更規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成27年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 連合会は、平成27年 9 月30日までの間、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号）第 1 条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第 76条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為を行う。
- 3 連合会は、前項に規定する準備行為を行うため、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設ける。
- 4 連合会の前項に規定する退職等年金給付準備業務経理に係る権利及び義務は、施行日において連合会の業務経理が承継する。

附 則

- 1 この変更は、平成26年 9 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第 2 項及び別表の規定は、平成26年 9 月から平成27年 9 月までの月分の掛金及び負担金について適用し、平成26年 8 月以前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成27年10月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公告の日から施行する。
- 2 変更前の定款第20条、附則第 2 項及び別表の規定は、平成27年 9 月までの月分の掛金及び負担金について、なおその効力を有する。
- 3 変更前の定款附則第 3 項の規定における平成27年10月以前の年金保険者たる共済組合に係る拠出金については、なお従前の例による。
- 4 変更前の定款第24条の規定における預託金管理経理で経理する資金に関する取引については、施行日以前に預託された全ての資金に係る管理が終了するまでの間、なお

従前の例による。

附 則

この変更は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第2から別表第4までの規定は、平成28年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第2から別表第4までの規定は、平成29年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第2から別表第4までの規定は、平成30年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第3の規定は、令和元年10月以降の終身年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される終身年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第2から別表第4までの規定は、令和2年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、令和3年2月18日から適用する。

別表第 1 (第20条関係)

付与率	1.50%
-----	-------

別表第 2 (第 20 条関係)

基準利率	0.00%
------	-------

別表第 3 (第 20 条関係)

年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率
59歳	28.231444	74歳	15.571289	89歳	5.689252	104歳	1.968384
60歳	27.345773	75歳	14.775829	90歳	5.256376	105歳	1.858217
61歳	26.466335	76歳	13.992946	91歳	4.849899	106歳	1.756043
62歳	25.594911	77歳	13.222976	92歳	4.471152	107歳	1.660618
63歳	24.732649	78歳	12.466615	93歳	4.124065	108歳	1.570274
64歳	23.879207	79歳	11.724919	94歳	3.811877	109歳	1.482278
65歳	23.033747	80歳	11.000222	95歳	3.534228	110歳	1.391295
66歳	22.196743	81歳	10.295734	96歳	3.286967	111歳	1.285653
67歳	21.356477	82歳	9.614389	97歳	3.064755	112歳	1.137740
68歳	20.520049	83歳	8.959001	98歳	2.863237	113歳	0.878238
69歳	19.686151	84歳	8.332296	99歳	2.679558	114歳	0.824018
70歳	18.853785	85歳	7.736495	100歳	2.511696	115歳	0.734278
71歳	18.023492	86歳	7.173293	101歳	2.358046	116歳	0.541667
72歳	17.197495	87歳	6.644574	102歳	2.217141	以上	
73歳	16.379050	88歳	6.150687	103歳	2.087653		

別表第 4 (第 20 条関係)

支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率
1月	0.083333	61月	5.083333	121月	10.083333	181月	15.083333

2月	0.166667	62月	5.166667	122月	10.166667	182月	15.166667
3月	0.250000	63月	5.250000	123月	10.250000	183月	15.250000
4月	0.333333	64月	5.333333	124月	10.333333	184月	15.333333
5月	0.416667	65月	5.416667	125月	10.416667	185月	15.416667
6月	0.500000	66月	5.500000	126月	10.500000	186月	15.500000
7月	0.583333	67月	5.583333	127月	10.583333	187月	15.583333
8月	0.666667	68月	5.666667	128月	10.666667	188月	15.666667
9月	0.750000	69月	5.750000	129月	10.750000	189月	15.750000
10月	0.833333	70月	5.833333	130月	10.833333	190月	15.833333
11月	0.916667	71月	5.916667	131月	10.916667	191月	15.916667
12月	1.000000	72月	6.000000	132月	11.000000	192月	16.000000
13月	1.083333	73月	6.083333	133月	11.083333	193月	16.083333
14月	1.166667	74月	6.166667	134月	11.166667	194月	16.166667
15月	1.250000	75月	6.250000	135月	11.250000	195月	16.250000
16月	1.333333	76月	6.333333	136月	11.333333	196月	16.333333
17月	1.416667	77月	6.416667	137月	11.416667	197月	16.416667
18月	1.500000	78月	6.500000	138月	11.500000	198月	16.500000
19月	1.583333	79月	6.583333	139月	11.583333	199月	16.583333
20月	1.666667	80月	6.666667	140月	11.666667	200月	16.666667
21月	1.750000	81月	6.750000	141月	11.750000	201月	16.750000
22月	1.833333	82月	6.833333	142月	11.833333	202月	16.833333
23月	1.916667	83月	6.916667	143月	11.916667	203月	16.916667
24月	2.000000	84月	7.000000	144月	12.000000	204月	17.000000
25月	2.083333	85月	7.083333	145月	12.083333	205月	17.083333
26月	2.166667	86月	7.166667	146月	12.166667	206月	17.166667
27月	2.250000	87月	7.250000	147月	12.250000	207月	17.250000
28月	2.333333	88月	7.333333	148月	12.333333	208月	17.333333
29月	2.416667	89月	7.416667	149月	12.416667	209月	17.416667
30月	2.500000	90月	7.500000	150月	12.500000	210月	17.500000
31月	2.583333	91月	7.583333	151月	12.583333	211月	17.583333

32 月	2.666667	92 月	7.666667	152 月	12.666667	212 月	17.666667
33 月	2.750000	93 月	7.750000	153 月	12.750000	213 月	17.750000
34 月	2.833333	94 月	7.833333	154 月	12.833333	214 月	17.833333
35 月	2.916667	95 月	7.916667	155 月	12.916667	215 月	17.916667
36 月	3.000000	96 月	8.000000	156 月	13.000000	216 月	18.000000
37 月	3.083333	97 月	8.083333	157 月	13.083333	217 月	18.083333
38 月	3.166667	98 月	8.166667	158 月	13.166667	218 月	18.166667
39 月	3.250000	99 月	8.250000	159 月	13.250000	219 月	18.250000
40 月	3.333333	100 月	8.333333	160 月	13.333333	220 月	18.333333
41 月	3.416667	101 月	8.416667	161 月	13.416667	221 月	18.416667
42 月	3.500000	102 月	8.500000	162 月	13.500000	222 月	18.500000
43 月	3.583333	103 月	8.583333	163 月	13.583333	223 月	18.583333
44 月	3.666667	104 月	8.666667	164 月	13.666667	224 月	18.666667
45 月	3.750000	105 月	8.750000	165 月	13.750000	225 月	18.750000
46 月	3.833333	106 月	8.833333	166 月	13.833333	226 月	18.833333
47 月	3.916667	107 月	8.916667	167 月	13.916667	227 月	18.916667
48 月	4.000000	108 月	9.000000	168 月	14.000000	228 月	19.000000
49 月	4.083333	109 月	9.083333	169 月	14.083333	229 月	19.083333
50 月	4.166667	110 月	9.166667	170 月	14.166667	230 月	19.166667
51 月	4.250000	111 月	9.250000	171 月	14.250000	231 月	19.250000
52 月	4.333333	112 月	9.333333	172 月	14.333333	232 月	19.333333
53 月	4.416667	113 月	9.416667	173 月	14.416667	233 月	19.416667
54 月	4.500000	114 月	9.500000	174 月	14.500000	234 月	19.500000
55 月	4.583333	115 月	9.583333	175 月	14.583333	235 月	19.583333
56 月	4.666667	116 月	9.666667	176 月	14.666667	236 月	19.666667
57 月	4.750000	117 月	9.750000	177 月	14.750000	237 月	19.750000
58 月	4.833333	118 月	9.833333	178 月	14.833333	238 月	19.833333
59 月	4.916667	119 月	9.916667	179 月	14.916667	239 月	19.916667
60 月	5.000000	120 月	10.000000	180 月	15.000000	240 月	20.000000

別表第5（第20条関係）

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合
1,000分の7.5	1,000分の7.5